

営利団体からの協賛・後援等依頼の応諾に関する規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、本学会（本部、部門、支部をいう。以下、本学会と称す。）に対して、営利団体より、その団体が主催する技術会合あるいはセミナー等に対し、協賛・後援等の依頼を受けた場合の取扱いについて定めるものである。

(応諾の原則)

第2条 協賛・後援等を応諾する場合は、その主催団体・目的・内容等が、原則として次の各項に該当するものでなければならない。ただし、いずれかに当てはまらない場合であっても、個別に判断することがある。

- 1 主催団体 その活動が電気工学発展に寄与するもの、あるいは教育的な意味をなすもの。
- 2 目 的 政治的または、宗教的な目的でないこと。
- 3 内 容 本学会事業に関連ある学術的な会合であり、かつ本学会会員にとって有益なものであること。

(応諾の条件)

第3条 協賛、後援に対する応諾の条件は、原則として下記の要件、全てが満たされているものとする。ただし、いずれかに当てはまらない場合であっても、個別に判断することがある。

- 1 協賛、後援を依頼された技術会合あるいはセミナーが電気工学の発展あるいは、教育に資する内容であり、本学会員にとって有益と認められるもの。
- 2 主催団体は、原則として下記のいずれかであること。
 - ① 電気学会の事業維持員
 - ② 電気学会誌、全国大会、電気学会あるいは部門、支部が主催する各種大会、国際会議等へ、寄付、広告、附設展示などで財政的な協力実績がある団体
- 3 主催団体は、電気学会に対して、経費・労務等の負担を求めないこと。

(依 頼)

第4条 協賛・後援等の依頼は、原則として主催団体の代表者より本学会代表者宛の文書で受理する。

(応諾の決定)

第5条 応諾の決定は以下のとおりとする。

- 1 本部協賛・後援等の場合は、専務理事の承認を必要とする。
応諾の結果は、研究調査会議において適宜報告を行う。
- 2 部門（傘下の組織を含む）協賛・後援等の場合は、部門長の承認を必要とする。
- 3 支部（傘下の組織を含む）協賛・後援等の場合は、支部長の承認を必要とする。

(本学会会誌への掲載)

第6条 本学会会誌へ開催案内等の掲載依頼があった場合は、掲載希望月号の他掲載状況を勘案の上、支障無し、と判断された場合に限り会告欄等に掲載する。

- 1 本部協賛・後援等の場合は、本学会会誌の所定の行事欄に掲載する。
なお、掲載方法については原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り掲載する。
ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は掲載しないことがある。
- 2 部門・支部による協賛・後援等の場合は、本学会会誌の所定の活動欄に掲載する。なお、掲載の可否および掲載方法については、当該部門・支部の判断による。
また、本学会論文誌への掲載の可否および掲載方法についても、当該部門の判断による。

(電気学会ロゴ利用申請)

- 第7条 本学会のロゴを協賛、後援等で利用する場合は、第4条における依頼の際、その旨、依頼状に記載する。また、部門・支部共催等の場合も、電気学会のロゴの利用を認める。
なお、電気学会のロゴは、事務局から送付されるデザインと同一のものを利用する。本共催等の目的でのみ使用し、第三者（協賛目的で製作する印刷物の業者等を除く）へは提供できない。

(その他)

- 第8条 主催団体および電気学会は、協賛・後援等の技術会合あるいはセミナー等を双方の電子的あるいはその他の広報手段を用いて、双方の関係者へ告知することが出来る。

(付則)

1. 本規程細目は平成27年10月26日、研究調査会議において承認制定。
2. 本規程細目は令和3年2月5日、研究調査会議にて一部改正。
3. 本規程細目は令和3年6月21日、研究調査会議にて一部改正。